

大島町災害廃棄物の処理に係る覚書（その5）

大島町（以下「甲」という。）及び東京都（以下「乙」という。）は、災害廃棄物処理の事務の委託に関する契約（平成25年12月2日付施行。以下「契約」という。）第7条の規定に基づき、甲と乙とが協議し、及び合意した事項について、次の条項により覚書を取り交わす。

災害廃棄物の種類等

第1条 規約第1条の規定に基づき、甲が乙に処理を委託した災害廃棄物（以下単に「災害廃棄物」という。）は、第4条に規定する処理期間においては、次の表の左欄に掲げる種類のものとし、その上限量は、同様の災害廃棄物の種類に応じ、当該右欄に定めるものとする。

災害廃棄物の種類		災害廃棄物の上限量（単位：トン）
廃木材（洗木系混合木材）		約5.78
可燃性廃棄物（木くず等）		約3.2
建設混合廃棄物		約5.5

災害廃棄物の運搬方法等

第2条 災害廃棄物の大島町からの運搬は、甲が用意する密閉型コンテナ（以下「コンテナ」という。）を利用して船舶輸送の方法により、次の表の左欄に掲げる期間に行うものとし、当該期間におけるコンテナの輸送基数の上限量は、同表の右欄に掲げる搬出港ごとに、当該右欄に定めるものとする。

船舶輸送期間	搬出港	コンテナの輸送基数の上限量（単位：基）
平成26年10月1日から	元町港	104
平成26年12月31日まで	波浮港	70

2 甲は、甲の責任において、コンテナに災害廃棄物を積み込み、そのコンテナを、大島港まで専用車両により運搬し、及び外港まで積み込むものとする。

3 甲は、甲の責任において、大島港まで乙が船舶輸送したコンテナを荷下ろしし、そのコンテナを、災害廃棄物の積み場所まで専用車両により運搬するものとする。

4 乙は、乙の責任において、東京港におけるコンテナの積替を行ふものとする。

災害廃棄物の受入基準等

第3条 乙は、コンテナに積み込まれた災害廃棄物がその性状ごとに別表に定める基準等（以下「受入基準」という。）に適合している場合に限り、災害廃棄物を受け入れるものとする。

2 乙は、甲が大島港で船舶由つて積み込もうとする災害廃棄物の受入基準への適合判定を行い、適合していないときは、その場で甲に返却するものとする。

3 甲は、乙が前項の適合判定及び返却並びにこれらに付随する事務を行う場所を提供するものとする。

4 乙は、災害廃棄物の受入基準への適合判定を、乙以外の者に行わせることができるものとする。

5 乙は、前項の規定に基づき、乙以外の者が適合判定を行わせる場合は、甲に対して、その指定した者（以下「適合判定者」という。）の氏名（法人にあっては名称）を通知する。

6 甲は、第2項の規定による災害廃棄物の返却（乙から通知された適合判定者が適合判定を行った場合を含む。）を拒んではならないものとする。

7 甲は、大島町内の北部二次飯置場（大島町元町字上山）に設置する破碎機の周辺で、大気中の粉じん及びアスベストの濃度を1月ごとに1回以上、当該破碎機を利用しているときに測定し、その結果を公表するものとする。

東京都災害廃棄物受入基準[建設混合廃棄物]

1 災害廃棄物 の受入基準表

災害廃棄物の種類	受入対象	受入条件	形状、寸法及び性状の基準
建設 混合 廃棄物	廃プラスチック	合成ゴム、絨毯、カーペット類（純毛綿等は除く）は可	(形状、寸法) 各辺2m以下 (性状) 灰分（湿ベース）：約80%以下
	金属くず		
	木くず		
	ガラス・陶磁器くず		

2 混入禁止物

- (1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物
- (2) 災害廃棄物のうち、次に掲げるもの
- ① 特別管理一般廃棄物に該当するもの
 - ② ポリ塩化ビフェニールを含むもの
 - ③ 石綿を含むもの
 - ④ 火災の発生の原因となるおそれのあるもの
 - ⑤ 液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
 - ⑥ ふん尿
 - ⑦ 動物の死体
 - ⑧ 上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもの

東京都災害廃棄物受入基準[廃木材（流木系混合木材）]

1 災害廃棄物の受入基準表

災害廃棄物の種類	受入対象	受入条件	形状・寸法の基準
廃木材 (流木系混合木材)	木くず（流木等）	・非鉄金属・大型金属（概ね100mm×100mm以上）が除去してあること ・付着物（泥、土砂、小石等）が除去してあること。 ・木質家具及び家屋解体系の廃木材の受入可	各辺2m以下

2 混入禁止物

- (1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物
- (2) 災害廃棄物のうち、次に掲げるもの
- ① 特別管理一般廃棄物に該当するもの
 - ② ポリ塩化ビフェニールを含むもの
 - ③ 石綿を含むもの
 - ④ 火災の発生の原因となるおそれのあるもの
 - ⑤ 液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
 - ⑥ ふん尿
 - ⑦ 動物の死体
 - ⑧ 上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもの

別表

東京都災害廃棄物受入基準[可燃性廃棄物（木くず等）]

1 災害廃棄物の受入物及び受入基準

種類	受入物	受入基準
可燃性廃棄物（木くず等）	木くず、廃プラスチック、繊維くず等の可燃性廃棄物	災害廃棄物の受入種類（表-1）及び災害廃棄物の形状・寸法の受入基準（表-2）による

表-1 災害廃棄物の受入種類

分類	種類	受入可否	備考
可燃性廃棄物	厨芥	×	長距離の搬送における、腐食、悪臭の発生があるため
	紙くず	○	紙くずと繊維くずを合わせて可燃性廃棄物全体の混入率概ね6%（湿ベース）以内
	木くず	○	
	繊維くず	○	紙くずと繊維くずを合わせて可燃性廃棄物全体の混入率概ね6%（湿ベース）以内
	廃プラスチック	○	可燃性廃棄物全体の混入率14%（湿ベース）以内

表-2 災害廃棄物の形状・寸法の受入基準

形状・寸法	
柱・棒状	長さ50cm以下、角・径10cm以下
板状	一辺の長さ50cm以下
箱形	対角線の長さ50cm以下
畳	45cm以下（一部工場は36cm以下、一辺50cm以下あり）

※東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設における搬入処理可能な廃棄物の形状・寸法等を参照のこと。

2 受入禁止物

ふん尿、動物の死体、特別管理廃棄物に指定されている物、有害性の物（アスベスト含有物）、爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物、液状の物、粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物、焼却に適さない物、その他処理施設の管理運営に支障をきたす恐れのある物及び産業廃棄物